2012年9月13日 (平成24年)

藤沢市農業委員会 会長 齋藤 義治 様

> 藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

法令(農業委員会等に関する法律等)によりその権限に属させた事項 に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させるこ とに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2012年9月4日付けで諮問(第516号)された法令(農業委員会等に関する法律等)によりその権限に属させた事項に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 第12条第5項の規定による個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

# (1) 諮問に至る経過

農業水産課から農業振興地域整備計画の見直しのため,市内農業従事者へのアンケート調査(農家意向調査)を実施するにあたり、条例第12条第1項第4号の規

定に基づき,農地基本台帳の情報について,管理情報目的外利用承諾依頼書により 目的外利用の依頼が農業委員会になされた。

# (2) 目的外に利用させる個人情報

農業委員会が保有する農地基本台帳の情報のうち経営面積が1,000m以上の経営主の住所,氏名。約1,600人分

(3) 個人情報を目的外利用させることの必要性について

農業委員会が把握する農地基本台帳の農家の個人情報については、農業水産課で保有しておらず、アンケート調査(農家意向調査)を実施できないと農政整備計画の作成に農業者の意向等が反映できず、農業行政に著しい支障が生じること、また提供する情報は業務の執行に必要な最小限度の情報であることから、条例第12条第1項第4号の規定に基づき目的外に利用させる必要性があると考えるものである。

(4) 個人情報を目的外に利用させる方法

農業委員会において農地基本台帳をコンピュータ処理した農地情報管理システムから経営面積が1,000㎡以上の経営主の住所,氏名を抽出した宛名ラベルを印刷利用させる。宛名ラベルは,使用するまでの期間は農業水産課において鍵つきのファイリングキャビネットに保管させる。

(5) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

アンケート調査(農家意向調査)の対象者は約1,600人おり,目的外のために利用させる個人情報の重要度の度合いに比べて,通知する費用や事務量が過分に必要となり,事務処理の効率性が著しく損なわれることから,個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略したい。

なお、農業水産課には送付するアンケート調査(農家意向調査)票に、アンケートの目的及び農業委員会が保有する農地基本台帳の情報のうち経営面積が1,000㎡以上の経営主の住所・氏名を目的外に利用したことを明示させる。

(6) コンピュータ処理の必要性と安全対策について

宛名ラベルの作成にあたっては、農業委員会において農地基本台帳をコンピュータ処理した農地情報管理システムから経営面積が1, 000㎡以上の経営主の住所、氏名を約1, 600人分抽出するが、抽出数が多いためコンピュータ処理が必要となるものである。

この処理は、農業委員会事務局内に設置し、業務系のシステムとして外部と接続されていない農地基本台帳をコンピュータ処理した農地情報管理システムからのデータを加工するものであるが、「藤沢市情報セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「農地基本台帳システム運用管理要領」を遵守し、コンピュータ処理をするものである。

# (7) 実施時期

2012年(平成24年)9月13日以降

### (8) 提出資料

資料1 個人情報取扱事務届出書

資料 2 管理情報目的外利用承諾依頼書

資料3 農家意向調査

資料4 農地基本台帳システム運用管理要領

#### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

農業委員会が把握する農地基本台帳の農家の個人情報については、農業水産課で保有しておらず、アンケート調査(農家意向調査)を実施できないと農政整備計画の作成に農業者の意向等が反映できず、農業行政に著しい支障が生じること、また提供する情報は業務の執行に必要な最小限度の情報であることから、目的外に利用させる必要性がある。

以上のことから判断すると,個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では、アンケート調査(農家意向調査)の対象者は約1,600人おり、目的外のために利用させる個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるとのことである。

なお、実施機関では、農業水産課に対して、送付するアンケート調査(農家意向調査)票に、アンケートの目的及び農業委員会が保有する農地基本台帳の情報のうち経営面積が1,0000m以上の経営主の住所・氏名を目的外に利用したことを明示させるとのことである。

以上のことから判断すると,本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## (3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関によると、宛名ラベルの作成は、農地情報管理システムによって管理している農地基本台帳から、経営面積が1, 000㎡以上の経営主の住所、氏名を約1, 600人分抽出して行うが、抽出数が多いため、コンピュータ処理が必要とのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性は認められる。

#### イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

- (ア) アの処理は、農業委員会事務局内に設置し、業務系のシステムとして外部と接続されていない農地基本台帳をコンピュータ処理した農地情報管理システムからのデータを加工するものである。
- (イ) 「藤沢市情報セキュリティポリシー」, 「藤沢市コンピュータシステム管理 運営規程」及び「農地基本台帳システム運用管理要領」を遵守し, コンピュー タ処理をする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。 以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認めら る。

以 上